

従来の契約約款を使うことはできますが、Q②で説明のとおり、契約が施行日前であれば、基本的に旧法が適用されますが、一部新法が適用される場合があるので注意しましょう。

過去の改正における実務の傾向からすると、予め改正を考慮して新たな契約約款を創設する等、改正前に改正後の対応が始まっていました。

今回も施行日前から新法の内容を前提とした新しい契約約款が作成されるでしょう。